

## 令和3年度 第1回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月27日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (8人)

会長	10番 水野 委員
委員	1番 早坂 委員
	2番 羽鳥 委員
	3番 大武 委員
	4番 丹治 委員
	6番 宮尾 委員
	7番 森 委員
	8番 守谷 委員

4 欠席委員 (2人) 5番 港 委員  
9番 木村 委員

5 議事日程

- 第1 会期決定
- 第2 会議録署名委員の指名について
- 第3 事務報告
- 第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
- 第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第4号 令和3年度農業委員会の活動計画について
- 第8 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

農地係長 林係長

農地係 田村主事補

## 7 会議の概要

水野会長

ただいまの出席委員数は8人です。定足数に達しておりますので令和3年度第1回総会を開会致します。日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今年は雪解けも早く、仕事が順調に進むのかなと思いましたが、最近また天気が悪く、連休の予報が天気の悪い予報がでております。暖かくなったり、寒くなったりしますが皆さん体など壊さないように、これから農作業等始まるので気を付けてやって頂けたらと思っております。新型コロナウイルス感染症の影響で、何もかも出来なくなってしまって、変異株も増えており不安要素しかありません。また前回の時にも言ったかもしれません、飼料高騰しているので、経営にも不安がありますが、まずは体が資本ですので壊さないように頑張って頂きたいと思います。

本日も案件がありますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1、会期の決定について会期は本日1日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、1番早坂裕君と2番羽鳥元治君を指名致します。

日程第3、事務報告内容について事務局より報告します。

小林局長

日程第3、事務報告。令和3年3月29日から令和3年4月26日までの報告となってございます。3月29日、令和2年度第6回猿払村農業委員会総会を委員会会議室にて開催してございます。委員7名、事務局4名の出席となってございます。

4月15日、宗谷地方農業委員会連合会役員会及び総会・宗谷農村パートナー対策協議会役員会及び総会が稚内市で開催され、水野会長、事務局長、次長が出席しております。会議の内容につきましては、地方連総会の報告及び協議事項は全会一致で承認されてございます。宗谷農村パートナーの総会ですが、令和2年度の交流会等につきましては新型コロナウイルス感染の影響により活動がなかったのですが、令和3年度に向けて計画を立てて予算要求をしながら、総会の方を開催してございます。このコロナ禍の状況を見ながら、やっていくと合意を取れてますので、また猿払村につきましては農村パートナー対策の事務局も行ってまして、令和3年度が2年目となっておりますので、来年度までこの対策協議会の事務局として進んでいきたいと思います。内容については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和3年4月27日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回提出された法人につきましては、○○○○○○○○○となつてございます。これらの内容につきまして、ファイルを回しますので、お時間を頂きましてご確認のほどよろしくお願ひします。以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。令和3年4月27日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

所在につきまして芦野131番地53、現況畠、面積23, 429m<sup>2</sup>のうち655.54m<sup>2</sup>。利用者につきましては○○○○○○○○○となつてございます。

続きまして、所在芦野131番地54、現況畠、面積19, 580m<sup>2</sup>のうち1, 781.50m<sup>2</sup>。利用者につきましても○○○○○○○○○となつてございます。

最後所在芦野131番地128、現況畠、面積36, 037m<sup>2</sup>のうち502, 96m<sup>2</sup>。利用者につきましても○○○○○○○○○となつてございます。

この農地につきまして、附属資料の議案番号2番をめくつて頂きたいと思います。内容につきましては、次のページに建設するにあたり既存の農業用施設との

位置関係や、周辺の地形を考慮すると当該地以外で条件があつた土地がないと判断の元に、今回の申請を承っています。最後に今回の位置図と、その位置図に対する転用の利用計画の方を記載してございます。審査基準につきましても、ある一定の1番から4番までの該当項目の方につきましては、下記のとおり確認となつてございます。内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、8番守谷委員に退席を命じます。

(守谷委員退席)

それでは、本案について質疑等ございませんか。

森委員

はい。これ現況畠になっているけど、写真で見ると畠ではないよね。通路とかに見えるけどこの場合は、実際は畠ではないってするには現況の証明を取ってそれからって話にはならないの。

林係長

これが航空写真のラグーンの上の方ですね、131の53っていう農地があつて、おっしゃる通り現場は原野の部分はあるんですけど。

森委員

と言うか、施設に引っかかってるよね。ラグーンが。

林係長

一筆全体で考えると、53は登記地目原野なんですけど、農地台帳上は畠で扱っているのと、今後これを分筆してこの部分だけの土地にするんですね。元々から分筆されていれば、その部分だけで見れるので現況証明っていう手法も一つあるかなと思うのですが、全体として見た時に。

森委員

これ事業とか絡んでいたから、ラグーンだとかこの部分だとか元々の事業の段階で引っかからなかつたのかなって、逆に言えば不思議だなど。

水野会長

でも、これラグーンは原野なんでしょう。

森委員

登記原野、現況畠ですね。まあ、他の地番とかもそうなんだけど、事業によつてそこまで、言わなければ別にやらないと思うけど、出来ればあれですよね、なんかこうやって新しい施設をやる場合にはその時点で、分筆してかけた方が良いですよね。

林係長

そうですね。

- 小林局長 転用の場合は別に分筆しなくても、内面積で転用は出来るので、施設が建ったならそこは線を引いて分筆してって形ではやってきたんですけどね。
- 林係長 今回は測量を掛けて頂いたので、色塗りされている部分は全て分筆をしていくので。
- 森委員 だよね。
- 林係長 出来れば、建物が建ってから地目変更登記までしてくれるのが一番理想的なんですけど。
- 早坂委員 将来的にそのようにしていくの前提で、今は畑にしましょうって話ですよね。
- 林係長 そうですね。そもそも登記は原野なんんですけど、現況畠って農地台帳上が管理していてもしこれが、現況が畠ではないとするならば、逆に〇〇〇〇さんの底地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇に集積をかけることが出来なくなる。
- 小林局長 たしかこれ、131の129も施設建てる時に分筆したはず。
- 森委員 なんか、前にもこんなような案件あったような。
- 早坂委員 将来的には、きちんと分けていくっていう事でいいんじゃないかな。
- 小林局長 出てきた案件によって整理していかないとならない。本来であれば、さっき林係長が言った通りきちんと分筆すれば整理しやすいんですけど、そこにはなかなか経費が掛かってしまう部分もあるから。
- 早坂委員 やっぱり将来に向けて分筆していくということで。そういう判断でいこう。
- 森委員 わかりました。
- 水野会長 質疑がなければ、守谷委員に入場をお願いします。
- (守谷委員着席)
- お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定に

による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、御審議願います。令和3年4月27日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としては2件です。3所の1。所在浅茅野台地2663番地1。現況採草畠、79, 206m<sup>2</sup>。他3筆合わせて117, 860m<sup>2</sup>。対価と致しまして所有権移転で5, 893, 000円。所有権の移転の時期令和3年4月27日から、引渡し時期と致しまして令和3年6月30日。譲渡人と致しまして浅茅野台地○○○○さん。譲受人と致しまして浅茅野台地有限会社○○○○○○○○○○。譲渡理由と致しまして農地を売り渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買い受けて、有効利用を図るとなつてございます。

続けて3所の2。所在浜鬼志別809番地7。現況採草畠、24, 948m<sup>2</sup>。対価と致しまして所有権移転で623, 700円。所有権の移転の時期令和3年4月27日から、引渡し時期と致しまして令和3年5月31日。譲渡人と致しまして浜鬼志別○○○○さん。譲受人と致しまして知来別○○○○○○○○○○。譲渡理由と致しまして農地を売り渡して、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買い受けて、有効利用を図るとなつてございます。

こちらにつきましては、附属資料の見出し議案第3号の方に添付してございます。まず初めに、3所の1の内容になっております。審査表がありまして全て適合となつてございます。位置図につきましては次のページに航空写真を添付しております。

もう一件、3所の2の内容についても審査表がありまして全て適合となつてございます。位置図につきましては次のページに航空写真を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。内容については以上です。

水野会長

まずは、3所の1の件について質疑等ございませんか。

なければ、次に3所の2の件について質疑を賜りますが、本案については、私自身に関わりますので、議事参与の制限に該当します。退席を致しますので、進行は一旦、職務代理者にお願いをいたします。

早坂委員

それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。3所の2の件について、質疑等ございませんか。

質疑がなければ、水野会長に入場をお願いし、以降の進行を会長にお戻しいたします。

(水野会長着席)

水 野 会 長 お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

水 野 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、農業委員会の活動計画についてを議題と致します。内容について、事務局より説明致します。

小 林 局 長 日程第7、議案第4号、農業委員会の活動計画について。下記のとおり、農業委員会の活動計画についてご審議願います。令和3年4月27日提出。猿払村農業委員会会长水野正継。

農業委員会の活動計画につきましては、附属資料の見出し議案第4号に添付してございますので、そちらの方を見て説明させて頂きたいと思います。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画とございまして、大きな1番の農業委員会の状況につきましてですが、1番の農業の概要には、農家数や農業就業者数、認定農業者数が記載された表と、耕地面積や農地台帳の面積の表となっております。2番の農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員数定数10名に対し実数10名、内訳は認定農業者が8名、女性委員数が1名、中立委員数が1名となってございます。

ページを渡りまして、大きな2番の担い手への農地の利用集積・集約化につきましてです。

1番の現状及び課題ですが、管内の農地面積は5,640ha、これまでの集積面積は5,486ha、集積率は97.26%となってございます。課題といしましてですが、農地の利用集積は円滑に図られていることから、今後も遊休農地の発生させないよう、担い手に利用権の設定を行っていくことが必要と考えております。

2番の令和3年度の目標及び活動計画ですが、集積目標につきましては5,640ha目標設定の考え方としましては、農業経営基盤強化促進基本構想において100%を目指すとしていますことから、同様に100%を目標値としております。活動計画といたしましては、農協さん等と連携し、農地の賃貸・売買の要望を把握して効率的に農用地を集積する。離農跡地については利用集積計画にて担い手への農地の集積を図る。ということで整理してございます。

3番の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、1番の現状及び課題の新規参入の状況ですが、昨年度に1件の新規参入が確保できました。課題といたしましては、今後も担い手不足が予想されることから、担い手の確保を目指すということで整理してございます。

2番の令和3年度の目標及び活動計画ですが、例年行っておりますが、新規就農フェアや農業系大学への訪問により新規参入の促進につなげていきたいということで整理してございます。

続きましては、4番遊休農地に関する措置といたしまして、1番目現状及び課題が記載されております。2番の令和3年度の目標及び活動計画につきましては今のところ、遊休農地が発生はしておりませんので確認はしておりませんが、今後の活動計画につきましては毎年8月から10月の間で管内全域を調査対象農地とし、農業委員会及び農業協同組合、地域農業者と連携し巡回調査を実施するとなってございます。

5番違反転用への適正な対応といたしまして、1番目現状及び課題が記載されております。2番目の令和3年度の活動計画につきましては違反転用を発生させないよう、今後も継続して農地パトロールを行っていくとなってございます。以上が令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画になります。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。

森委員 はい。よろしいですか。

水野会長 はい。

森委員 この2番の担い手の農地利用集積集約化ってところですね、猿払の中の地区的な差は若干あるが、実際はもう農地の利用率は落ちててるんですよね。尚且つこれからだともっと余剰の部分が出てくる可能性があると。そうするとその離農が出た時点で農協と協議っていうよりは、農協はどういう方針で考えているか。例えば新規を入れるだとか地元で規模拡大があるから吸収するだとか、明確な方針を聞いたことがないんですね。行政としてこれから、農地を利用していくってことは基本的にその酪農業界の振興に繋がる話なんですね。こういう目標はずっと立てててはいるけど、この業界をやっている人間から見ると利用効率は落ちててはいるっていってね。ただ担い手だけの利用集積ばっかりをしていても、あんまり本来的にいい事ではないんじゃないかなって思うんですよね。おそらく芦野なんか見ても数件この先どうなるかっていうことも考えられるし、他の地区でも多分同様な所もあると思うんですよね。狩別あたりは新規で入られて、戸数若干増えていますけど。そういうのが現状なんですね、行政の方と業界団体の方でもう少し明確な話をさせていただけないかな。

水野会長 前回出席した議会で村長が話した中にも、一応新規就農の絡みとかも出たの

で、どういう状況で最終的に。離農っていうのはあんまり使いたくないけど、なるべく残ってもらえるのがベストで、どうしても空くっていう時はそういう方向性で進んでもらいたいのと、また今現在やっぱ新規就農が簡単に入ってこれないっていうか、ちょうどタイミングよければ入れるんですけど。まあそこそこセンターも出てきてそこに土地を管理してもらうというか、そういう形も取られてますよね。

森 委 員

取られているけど、俺が言っているのはその村長がそういう新規就農等がね、まあおそらく農地利用等を継続していい状態に持っていくたいっていう考えを持っていると思うんだけど、道内の他の自治体とかってね、やっているところはたいがい業界団体が主導しているんですよね。新規就農だと、そういうのは。で、尚且つ当然業界団体として行政に働きかけをしてそういう方向に行政と業界団体、つまり農協が一緒になって持っていく。ただ今会長が言ったことはわかるんだけど、新規就農を入れるってことは規模拡大がある意味では展開するってことだよね。規模拡大するには、まあ過去の経過を見てみれば、隣が辞めてそれを吸収して規模拡大をしてきているわけだし。その辺の話があまりこうされてないんじゃないかな。例えば浜中だとか、宗谷の南枝幸とかね。そういうところは、たいがい農協がやっぱりこういう形でやっていきたいので行政に協力をお願いしたいんだと言う様な働きをやっているんだよ。行政側サイドと、業界側農協とのすり合わせをもう少しして、農協は規模拡大をしないでそれを引き受ける共同だろうが法人だろうが個人が飼養頭数を増やした形態で、数は減っていつでも生産量だけをカバーしていくと。行政サイドは、いや生産だけではなくて、そこに住んでもらって活動をしてくれる住民の数を確保してくれないだろうかって言う様な希望もあるかもしれない。その辺の話が分からぬですよね。

小 林 局 長

行政とすれば今森さんが言った最後の方の言葉だと思うんですよね。やっぱり人口も減らしたくないし生産量も減らしたくないっていうので、新たな人が来て、そこでやってもらいたいっていうのが村の方とすれば今の考え方だと思うんですけど。農協とすれば、言い方は語弊があるかもしれないけど、生産量確保出来ればって話で、その辺のすり合わせはちょっと僕らの方も、農協さんの方もこれから将来の話は、これから地域をどうするかってのも踏まえて。

森 委 員

ちょっと協議を頂きたいんですね。出来れば、私は両サイドのトップがね、そういう話を持つ場を持って頂ければなっていうふうに思っています。業界団体としてどう考えていくんだという事を行政とすり合わせしといた方が。で両方が方向性を共有して向かっていく方が最終的に、この農業委員会で考えなきゃいけない農地の利用だと、あるいはそれを生産だと繋がっていくと思うんですね。ですから、そういう働きをもう少しちょっと上の方にお願いするように出来ないかな。

小林局長	一応あの農業委員会の会長を通してうちの村長と農協の組長の方とも、今すぐとはちょっとなかなか出来ないと思うんですけど、その辺の日程を調整が出来るのであればその辺の話を意見交換って形については可能だと思います。
森委員	それを、やっぱり事前に方向性を業界団体の長なり、行政の長なりあるいは農業委員会の長なりでどう考えて進めていくのがいいのか。ちょっと回数を重ねていくようなことをして頂けないと、私らみたいに畠を利用している人の目でみれば、年1回刈っていればそれでいい、農地は利用されているだろうっていうのはやっぱりちょっと。現状は違うってことは理解して頂きたいなって。以上です。
水野会長	森さんの話はわかりました。森さんが言ったように行政と農協の方針とすり合わせながら、進めていければなど。
森委員	会長の方から村長さんにそういう方向でっていう事でお話を頂ければなど、もちろん局長からでも良いですし。
水野会長	分かりました。他にありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
水野会長	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農業委員会の活動計画についてを原案通り可決、決定いたします。
	日程第8、その他。その他として、事務局から何かありますか。
	委員の皆様方から何かございますでしょうか。
	無ければ、これで第1回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議長 水野正継

会議録署名委員

早坂裕

会議録署名委員

羽鳥元治